

平成28年度第4回東久留米市地域自立支援協議会市民公開講座 概要

日 時 平成29年2月23日 午後6時半～午後8時

会 場 東久留米市市役所本庁1階 市民プラザ

出席者 澤委員・松本委員・及川委員・平山委員・小田島委員・金森委員  
長田委員・磯部委員・有馬委員・高原委員・後藤委員・水谷委員

事務局 福祉保健部長・障害福祉課長・福祉支援係長・地域支援係長・管  
理係長・障害福祉課職員・さいわい福祉センター職員

開 会

1. 事務局より(資料配布の確認等)
2. 福祉保健部長挨拶
3. 東久留米市地域自立支援協議会会長挨拶

第一部 < 定例会 >

1. 相談部会報告
2. 住みよいまちづくり部会報告
3. 第4期障害福祉計画(平成27年度分)の点検・評価

～ 休憩 10分 ～

第二部 < 市民参加型 >

1. 被災地での活動報告
2. 障害福祉計画について質疑応答

**【地域支援係長】** それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。これより平成28年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

なお、本日は山口委員、藤岡委員、吉澤委員より欠席の連絡をいただいております。

初めに、事務局からのお願いです。会議中、携帯電話、スマートフォンの音が出ないように設定していただきますようお願いいたします。

また、会議記録のためカメラ撮影、録音もさせていただきます。ご了承ください。

本日の会は、会場の関係上、おおむね20時までを終了の予定となっておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず協議会を始める前に、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をごらんください。資料4-1、平成28年度第4回東久留米市地域自立支援協議会次第でございます。資料4-2、こちらは委員の方のみの配付となります。平成28年度第3回相談支援部z s会報告でございます。資料4-3、地域課題についてでございます。資料4-4、東久留米市第4期障害福祉計画のPDCA表でございます。資料4-5、障害者差別解消法に係る市報掲載コラムの切り抜きでございます。資料4-6、「熊本震災支援を通して」でございます。最後に、資料番号は振ってございませんが、障害者差別解消法のチラシを配付しております。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、福祉保健部長の内野より、ご挨拶申し上げます。

**【福祉保健部長】** 皆さん、こんばんは。福祉保健部長の内野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、初めてのことのように思いますが、遅い時間にもかかわらず、平成28年度第4回東久留米市地域自立支援協議会にご出席、またご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

本日初めてのご参加の方もいらっしゃるかもしれませんので、改めて本協議会について、ご説明をさせていただきます。この協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づきまして、平成24年10月から、障害福祉に関する関係者によ

る相互の連携及び地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置をしております。

市長の委嘱を受けられた委員の皆様から構成されておまして、障害をお持ちの方及びそのご家族、関係機関、関係団体並びに障害者等の福祉、保健医療、教育、または雇用に関連する職務に従事される方などで構成されております。

協議内容は大きく5点ございまして、まず1点目が、相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること、2点目が、地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること、3点目が、地域の社会資源の開発及び改善に関すること、4点目が、障害福祉計画に関すること、5点目が、その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めることとされております。

また、この協議会は必要に応じて専門部会を置くことができるとされており、現在、住みよいまちづくり部会と相談支援部会の2つの部会がございます。住みよいまちづくり部会は、障害者が地域で生活していく上で発生、存在する、いろいろな事象について、さまざまな角度から検討を行う部会でございます。また、相談支援部会では、児童、就労、一般相談からグループホームなどのさまざまな問題について、専門の部会委員などのご意見を交えながら検討を行う部会でございます。こうして、各部会で議論された問題や解決に向けた課題などを本協議会において委員の皆様にご協議いただき、これらを踏まえまして、市の障害福祉施策に反映させていただいております。

さて、本日の協議会についてでございますけれども、2部構成でございます。第一部では、ふだんの定例会の様子をごらんいただきます。続く第二部では、市民の皆様にもご参加いただきまして、協議会委員の皆さんとの質疑応答を予定しております。

まことに申しわけございませんが、本日の協議会は、先ほど司会からもお話がありましたように、午後8時までの約2時間という時間でございますけれども、市の障害福祉の状況等について、ご理解いただければありがたいと思いません。

大変かた苦しいご説明になりましたけれども、平成28年度第4回東久留米市地域自立支援協議会の始まりを宣言させていただきまして、ご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

**【地域支援係長】** 続きまして、本協議会の会長であります澤会長よりご挨拶いただき、今後の進行についても澤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【会長】** 皆さん、こんばんは。今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。この後は通訳話者、よろしくお願ひい

たします。

平成28年度、今年度の東久留米市地域自立支援協議会の会長を務めさせていただきますと申します。よろしくお願いいたします。

今日は初めての夜の開催ということで、後ほど市民の皆様からも、いろいろとご質問やご意見などがいただけるということでございます。

この10年間ほどの間、福祉関連の法律なんかも、たくさん改定がありました。皆さんのお手元にもあるかと思えますけれども、差別解消法、施行されて、もう1年になろうかというところでもあります。こういったチラシなどもつくって周知を図っておりますけれども、まだまだ理解が十分でないというところもありますし、やらなければいけないこともたくさんあるかと思えます。

今日は、この自立支援協議会の会合の様子を、参加の市民の皆さんには見ていただくとともに、また意見などもたくさんいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから座って失礼させていただきます。

それでは、第4回の東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

まず、進行につきましてご説明させていただきます。議事録を作成いたしますので、ご発言のときは、お名前をおっしゃってから、よろしくお願いいたします。また、ご発言の際は、ご着席のまま結構でございます。

なお、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の意見かわかりにくくなります。お一人ずつの発言を、ルールとしてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。式次第のほうをごらんください。

まず第一部定例会ということで、最初に相談支援部会報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【委員】** よろしくよろしくお願いいたします。

相談支援部会としましては、平成28年度、3回の相談支援部会を行いました。第3回目は、今年になりまして2月7日火曜日2時から4時まで、さいわい福祉センターで行いました。そちらのほうでは、まず自立支援協議会の全体会の報告をしまして、それから相談支援部会の来年度の議題についてということで、どのようなテーマについて話し合うかということをお話し合いました。

それで、今後につきましては、今までは全般的にこうやってきたんですけども、いろんなテーマがありまして、そのテーマに絞って、部会で話し合っ、この協議会のほうに報告をしていくべきではないかという方向になりました。

今年度、話し合いました内容としましては、この「地域課題について」とい

う資料にまとめているんですけども、まず1つは、支援上の課題というものがあまして、この東久留米市でいろいろ、障害を持たれた方が生活していく上で、1つは支援とかサービスにつながらないと、そういう問題があるという意見が出ておまして、そうしたものを、この表の中にまとめております。

つながらない理由としまして、適当なサービスがないというものでとか、事業所の方針とか事情が関係している、精神の場合には、薬が飲めていない人の利用は受け入れを断られる場合もあるという、そういったことが出されております。

それから本人等の意思ということで、周りの支援者等から見ますと、そのサービスを利用したほうがいいと思えるんですけども、ご本人は、あまり利用したくない、あるいは利用する必要を感じない。あるいは親御さんがその必要性を感じない場合には、なかなか支援に結びつきにくいと。そういった、ご本人や家族の意思によって結びつかない場合があるのではないかという意見が出されております。

そういった形で、あとご本人の状況的なところで、家族の病気など緊急対応について不安があるということですか、あるいは対人恐怖、強迫性障害があつて、作業所になかなか、ご本人が、来る必要はあるけれども来ることができないという、そういったものがあります。

あと支援方法として、支援の方向性が見えないような場合もありましたり、そういう場合には、まずは話をして、話を聞くことでスタートになる場合もあるという意見も出ております。

もう一つは、つながらないということではなくて、支援そのものが困難だと、そういう課題があるということで、これは制度上の問題、総合支援法の問題ですとか、法律的な制約とか、そういうものがあるのではないかということで、B型作業所に通っている方の社会性や、生きていく規範を身につけてもらうためには、作業所に通うことはできるけれども、そういうものはどのようにして身につけたらよいのかということですか、あと成年後見制度というのがありますけれども、成年後見人の方は、親がわりになるということとはできないんじゃないかと。例えば手術が必要なときに同意の人になることが難しいと、そういう問題点が指摘されております。

あと、支援能力が不足しているということで、重度の方の受け入れが困難なことがあるというものが幾つか出ております。

あと事業所の事情とか方針、また、やはりご本人の状況的な課題があるということと、その裏のページに行きますけれども、権利擁護で福祉サービスや金銭管理を行う際に、そのキーマンがおられないような事例があるという報告も、

指摘をされた方もあります。

もう一つは、サービスの供給自体が足りないんじゃないかということで、グループホームですとか成人入所施設を探したけれども難しかったという、そんな報告がありました。

あと状況的なところでは、医療的ケアが必要な人の親亡き後の行く先がないということですか、休日、余暇などの場面で、フォーマルだけでなくインフォーマルなサービスがなかなか見つかりにくいということ。

その他の、市町村間で請求プロセスやルールが異なっているということですか、介護保険への移行の問題なんかが言われております。

あと、その他の課題として、児童発達支援センターのことですか、障害者差別解消法、また就労支援についてというようなことで課題が出されておまして、それはここに書いてあるとおりです。

それと、相談支援部会に加わってほしいメンバーということで、商工会議所とか、医師会、精神科医の方ですか、ライオンズクラブ、包括支援センターの職員、老人福祉施設の職員などの方に、そのテーマに応じてかかわっていただけるとありがたいなど、そういう希望が出されております。

相談支援部会としましては、このような形で地域の課題を整理をしまして、全体会のほうに報告をして、できるだけ解決の道を探るという形で今年度はやってきたという、そのような形のもので。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。いろいろご質問とかもあるかと思えますけれども、時間の関係もありますので、後ほどまとめてご質問等々、承りたいと思いますので、報告を続けたいと思います。

それでは、式次第の2番目です。住みよいまちづくり部会報告ということで、よろしく願いいたします。

**【委員】** 住みよいまちづくり部会は、この間、ここ4回開いていますので、部会は開かれていないんですけれども、これまで8名の委員さんで、今年度4回開いてきました。

ここにポスターがあるんですけど、この障害者差別解消法を市民の方に知ってもらいたいということで、その中身とかを検討したりとかしてきました。

それから、地域防災について特に、また後で熊本の報告をしながら話をさせていただきますが、地域防災について市民の方と一緒に考えていけたらということで取り組んでいます。

住みよいまちづくりというのは、障害のある人が住みよい町にするには、市民の人たちに理解してもらいたいと。やっぱり関係者だけが障害福祉の話をし

でも、なかなか難しい言葉で話すことも多いし、理解されないことも多いので、委員の中には市民の方も何人か入っていただいて、わかりやすい言葉で、障害分野はどういう状況にあるのかとか、何が必要なのかということをお話し合っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続いて第4期障害福祉計画の点検・評価ということで、お手元に資料4-4、あると思います。こちらの説明につきまして、課長さんのほうからですかね、よろしく願いいたします。

【障害福祉課長】 障害福祉課長の後藤でございます。ただいま会長のほうからお話がありました障害福祉計画の点検・評価、この後、ご説明を担当職員よりさせていただきますが、その前段に、この障害福祉計画について少しご説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほう、4-4、1ページ目をごらんいただければと思います。こちらに「障害福祉計画とは」ということで記述がございますが、この障害福祉計画、同様に障害者計画というのがございまして、27年度に、この障害者計画と、それから障害福祉計画を、この協議会においてご協議いただき、策定をいたしました。こちらのほうが29年度、つまり来年度になりますが、第5期の策定を、この協議会においてご協議いただくという予定でおります。

この協議会について、(2)の計画策定の方法というところがございますとおり、この東久留米市地域自立支援協議会の委員の皆様方と協議をいただきまして、策定のほうをさせていただいております。

その方法といたしましては、障害当事者の皆さん、あるいは市民の皆さんにアンケート調査を行う方法、あわせて障害の事業者の皆様方にヒアリングを行うという方法を行ってまいります。また、そういったものを集計した結果、またパブリックコメントなども使って、市民の皆さん方のご意見をお聞きするということを考えております。

こうしてでき上がった第4期障害福祉計画でございますが、毎年度、この自立支援協議会におきまして、進行状況についての評価を行っているというものでございます。

この基本的な考え方というところ、3ページにございますが、①訪問系及び日中活動系サービスの提供体制の充実、②一般就労等への移行支援の推進、③入所施設等からの地域移行の推進、④サービス等利用計画の提供体制の確保といった4つの柱のもとに、障害福祉計画というのをつくった次第です。

この障害福祉計画でございますが、その内容といたしましては、概要になり

ますけれども、4つの柱のサービスが、どのような形で拡大、普及していくか、発展していくかというのを、計画数値を記載をし、策定いたしました。こちらを毎年度、点検・評価を委員の皆様にしていただきまして、進捗状況を確認していくというような状況でございます。

では、あとここからは、先ほど申し上げました数値目標についての点検と評価、具体のところについて、担当の沼田より説明をさせていただきます。

**【管理係長】** 障害福祉課管理係長の沼田と申します。私のほうから第4期障害福祉計画の27年度の実績と、それを踏まえた協議会でのご意見、評価、また改善の部分のご説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。こちらの計画については、国が定める基本指針に基づいて計画の数値を定めて、計画を推進しております。

まず(1)の福祉施設入所者の地域生活への移行をごらんください。こちらのほうなんです、25年度時点で入所されている方、99名いらっしゃったんですが、その方が対象として地域へ移行する人数について数値を設定しております。

表を見ていただきたいんですが、29年度までに達成すべき目標数値として、99名入所されている方が93名になるように推進していくというような目標になっております。27年度の実績として、92名の方が27年度時点で入所されているということで、27年度時点で目標数値のほうは達成できている状況になっております。

地域生活移行者数につきましては、29年度までに12名の方が地域に移行されることを目標としている中で、27年度の実績としては、3名の方が移行されたということで、この12名については、3年の計画ですので、3年間で12名の方が移行できるようにという目標ですので、単純に3で割ると、1年間で4名の方が地域移行していけば、数値は達成できるというようなものになっております。

その下の削減見込数でございます。こちらのほうは25年度、入所されていた99名の方が、目標では93名になるようにということですので、6名の方が目標になっているんですが、27年度時点では7名の方が人数が減ったということで、こちらの目標は達成できていることとなります。

協議会の中でいただいた意見として、現在入所している人がどこの施設に入所しているか、種別などの情報が必要、また、地域で支援する社会資源が少なく、整備が必要であるというご意見をいただきました。

評価としては、入所している人の地域移行に対する意向に対応する仕組みづくりが必要であろう。

改善としまして、エリア別入所者一覧の資料を作成いたしました。こちら、資料の巻末、23ページのほうに資料をつけさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

23ページの補足資料というところがございますが、地域としては、北海道、東北、中部地方、関東で、92名の方が今、入所して生活されているということで、その内訳のほうを載せさせていただきました。また、障害種別ということで、身体、知的、精神の内訳のほうもつけさせていただきました。

4ページに戻りまして、改善のもう一つの部分として、次期の計画の作成時のアンケートにおいては、地域移行の意向が確認できる仕組みを検討することによってさせていただきました。

5ページの(2)福祉施設から一般就労への移行促進をごらんください。こちらのほうは、就労移行支援のサービスを使われている方が一般就労、一般の企業などに就職される人数の目標を定めたものです。

目標数値としては、1年間で15名の方が一般就労されるように目標を設定したんですが、27年度の実績としては、10名の方が移行されたということで、3年間で15名に持っていけるようにということが目標になっております。

協議会でいただいた意見としては、次期計画では就労移行だけでなく、その後の定着について人数把握等の数値で検討する必要がある。また、就労移行支援の利用者、サービスの利用者自体が増えていかない状況もあると。

評価としましては、数値目標や実績については問題はないが、就労移行支援のサービスの利用者の追跡調査を行って、定着に向けた支援が必要であると。

改善としましては、次年度のPDCAの中で、定着の数値についても追っていくということによってさせていただきました。

(3)の就労移行支援事業の利用者数をごらんください。こちらのほうは、25年度の末に就労移行支援サービスを利用された方、人数の6割を増加することを目標としております。29年度で45名の方が利用されるよう計画を定めているのですが、27年度の実績としては30名の方が利用されたということになっております。

こちらの意見、評価、改善については、後ほど、ほかのサービスとまとめてご説明させていただきたいと思います。

ページをめくっていただいて6ページ、各種サービスの実績をごらんください。ここからの資料の見方の説明になりますが、第3期障害福祉計画の期間である24年度、25年度、26年度の実績をあわせて載せさせていただいて、27年度がどういう経緯でこういう数値になっているのか、一つ見ていただきたいと思います。第4期の部分については、計画値については括弧書きで書か

せていただいております。

まず訪問系サービスについてですが、居宅介護のサービスについては、27年度、計画値が91名の利用者というものに対して、79名という実績になっております。こちらは、全てのサービスがそうなのですが、年度末、3月の実績を書かせていただいております。利用時間数の計画値は1,015時間という数値ですが、852時間が実績になっております。

重度訪問介護につきましては、利用者の計画値が23名に対して実績が21名、利用時間の計画値が7,900時間に対して7,233時間が実績となっております。

同行援護につきましては、利用者の計画値が24名に対して実績が21名、利用時間の計画値が358時間に対して実績が402時間となっております。

続いて行動援護につきましては、利用者の計画値が20名に対して、実績として22名。時間の計画値は780時間に対して、実績が674時間となっております。

訪問系サービスについて、協議会のご意見として、ヘルパー不足で利用者の依頼を受けられない状況がある、今後医療ケアが必要な人に対する対応を検討する必要がある、全体としてサービスの支給量が少ないというご意見をいただきました。

評価としましては、必要とされるヘルパーの人数と市内に在籍しているヘルパーの人数とのギャップがあり、それがどれぐらいあるか調査が必要という評価をいただきました。

改善としましては、次期計画作成の際には、事業所に対してヒアリングを行って、ヘルパーの不足の状況を確認して、解決策の検討を行うということにさせていただきます。

8ページをごらんください。こちらから日中活動系サービスの実績となります。

生活介護については、232名が計画値で、230名が実績。日数については4,554日の計画値に対して、実績が4,804日という形になっております。

自立訓練、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労A型、めくっていただいて就労B型、療養介護、短期入所という形で、日中活動系サービスの計画値と実績を載せさせていただいております。そちらのほう、見ていただいて、協議会のご意見としては11ページになります。

在学中の児童の今後も踏まえた数値の設定が必要、また生活介護は今後不足してくるだろう、事業所の定員を増やすのは難しい状況であるというご意見を

いただきました。

評価としては、卒後の進路の問題、生活介護の不足など、自立支援協議会や施設代表者会などで検討していくということで、改善としましては、今年3月か4月に施設代表者会を開催して、現状の共有を図るとさせていただきます。

めくっていただいて12ページをごらんください。居住系サービスということで、まず共同生活援助、グループホームの部分になります。利用者数の計画値が125名に対して、実績も125名という形になっております。

また、先ほど説明したとおり、施設入所については、計画値が95名というところが、実績としては92名というような状況になっております。

協議会からいただいたご意見として、グループホーム間の情報共有が必要、親亡き後の施策でなく本人の自立の観点を入れるべき、グループホームのニーズはまだ多いというようなご意見をいただきました。

評価としましては、短い期間での数値設定と同時に長期的な視点で計画を立てる必要があると。

改善としましては、次期計画については長期的な目標、視点を含めるということにさせていただきます。

13ページの児童系サービスをごらんください。児童発達支援と放課後デイサービスの実績を載せさせていただきます。

こちらのほう、ここから先、数字のところは割愛させていただきますが、協議会からいただいたご意見としては、放課後デイサービスについては、児童の健全育成という目標、目的のほかに、親の就労保障という面もある。また、サービス利用を前提とした利用計画という状況もあり、課題があると。

評価としては、自立支援協議会で情報を出し合って、今後も協議していくと。

改善としましては、国や都、他市の状況等も協議会に提供していくということにさせていただきます。

めくっていただいて14ページ、特定相談支援と地域相談支援でございます。

こちら、補足の説明になりますが、表の地域移行支援と地域定着支援をごらんください。こちらのほうは、月の平均の実績として書かせていただいております。地域移行支援についてはゼロと書いてありますが、年間で1名の方が利用されているというような状況です。地域定着支援については、27年度については利用された方はいなかったというような形になっております。

協議会からのご意見がなかったので、評価としては、比較的順調に進んでいると。改善としましては、計画の内容の充実や相談支援専門員の確保に努めていくとさせていただきます。

隣、15ページ、自立支援医療でございます。こちら、更生・育成・精神通院医療という3つの種類がございまして、それぞれで実績等を載せさせていただいております。

協議会からいただいたご意見として、事業所でも鬱や発達障害の方が増えているという実感はある。評価としては、利用希望者に対し適切に提供がされている。改善として、今後も利用希望者に対し、適切に案内、受付をしていくとさせていただきます。

めくっていただいて16ページ、ごらんください。(7)補装具の部分でございます。

こちらのほう、協議会の評価としては、見込みどおり希望者に対して給付されている。また改善点として、今後も利用希望者に対し適切にご案内、受付をしていくとさせていただきます。

続いて、(8)地域生活支援事業。まず①として、委託相談支援・成年後見制度利用支援の部分でございます。こちら、特にご意見等なかったもので、改善点として、今後も制度の周知を図り、制度の利用を推進していくとさせていただきます。

②移動支援事業。17ページのところでございます。

協議会からいただいたご意見として、放課後等デイサービスの影響で利用者は減っているが、グループホーム等の土日の利用が増加していることで利用時間は増えている、ヘルパー不足の状況は変わらない、グループホームの利用者が増えている、性別、障害種別による利用者ヘルパーとのマッチングがうまくいかない場合があつて、依頼を受けられない状況があるというご意見をいただきました。

評価として、量的な面でなく、数的な面でも対応ができない状況がある。改善としまして、次期計画作成の際には、事業所に対してヒアリングを行い、ヘルパー不足の状況を確認し、解決策の検討を行うとさせていただきます。

18ページをごらんください。日常生活用具の実績でございます。

協議会のご意見として、高齢化に伴い支給が増えているものもある。評価としては、利用希望者に対して適切に給付がされている。改善として、今後も対象用具の拡大を含め適切に対応していきますとさせていただきます。

19ページをごらんください。こちらは日中一時支援と手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業の実績を書かせていただいております。

20ページをごらんください。この部分の協議会のご意見として、手話通訳の派遣件数が増えると、通訳が不足し派遣がされないのではないのかという不

安がある、日中一時支援が制度のはざままで利用されている状況がある、手話講習会の修了者について、入門、基礎、応用、実践ごとの人数があったほうがよい、日中一時のサービス提供体制について、グループ支援ということも検討が必要、成人期の日中活動終了後の支援について課題があるというご意見をいただきました。

評価につきましては、手話講習会のあり方について、今後検討していく必要がある。日中一時支援について、他市の状況を踏まえ、支援の方法について検討が必要。

改善としましては、手話通訳者の確保について今後も検討していく、日中一時のグループ型支援について検討していくとさせていただきます。

21ページをごらんください。地域活動支援センターの実績についてでございます。こちらのほう、Ⅰ型、Ⅱ型とございまして、Ⅰ型は市内でめぐる、Ⅱ型はさいわい福祉センターがやっていたいでいるんですが、そちらの実績を載せさせていただきます。

また、⑧その他として、自動車運転免許、改造費の助成事業の実績を載せさせていただきます。

22ページをごらんください。こちらの部分の意見として、センターの移転に伴い一時的に利用者が減少したが、現在は回復している。評価として、内容、質について引き続き努力していく。改善としては、今後も地域活動支援センター機能の充実を図っていくとさせていただきます。

私のほうからP D C Aの説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。少し分量が大きい報告でありましたけれども、協議会の方々には前回、それから前々回と、このP D C Aということで振り返りを行わせていただきました。その中でいろいろと出していた意見を、今日集約して、このような形でご提示させていただきました。

数値的な面で見ると、数字が上がったからいいか、数字が下がったから悪いかという単純な判断もなかなかできないところだと思いますし、現実的に見たときに、数値目標が何によって決まってくるのかと。サービスが足りていないという面もありますし、現実にはサービスを利用する人はいなかったということもあるわけです。

そういった中で改善策ということを検討してまいりましたけれども、なかなかすぐに、解決があしたにでもできるというものではなくて、時間をかけて解決していかなければいけない課題がたくさん出てきたかと思います。

私個人の意見をまず先に言わせていただきますと、今回振り返ってみて思ったのは、まず、やはり情報共有とか、各事業所とか関連機関の連携というもの

をもう一度見直していく必要があるのかなということは考えられました。特に先々の1年、2年、3年、数年後を見据えて、どのように体制をつくっていくのか。そのためには、やはり情報をしっかりとお互いに共有するという事は大事かなと思いました。

あと、もう一つは、こういったさまざまな事業が、本来どういう目的で置かれていて、実際にはどういう形で使われているのか。事業そのものの本来のあり方ということと、あと現実というところのずれとか一致、そういったところを丁寧に検証していくことが必要なのかなということを感じました。

先ほど相談支援部会の報告と住みよいまちづくり部会のご報告いただきました。今の障害者福祉計画の点検・評価の報告とあわせて、委員の皆様からご意見あるいはご質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特に来年度、29年度は、この第4期計画の最終年になり、そして第5期の計画をつくっていくという年になりますので、第5期の計画に向けて、こういうところを少し重点的に見ていったほうがいいのではないかと、そういったご意見がいただくと非常にありがたいんですけども、いかがでしょうか。何かご意見のある方、いらっしゃればお願いいたします。では、お願いいたします。

**【委員】** この計画が、障害を持った人が今どういうふうに対応するかということですが、これから認知症なんかが出てきますと、それは病院で扱うのか、家庭で扱うのか、ちゃんと行政で対応してくれるのかというようなことが問題になってくると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**【会長】** 私が直接答えられることでもないんですけども。認知症という大きな問題、課題だと思います。障害支援ということとは少しまた視点が違ってくるかと思えますけれども、今のご時点で、事務局のほうから何かご発言かありますか。

**【福祉保健部長】** 認知症の関係でございます。これまで高齢者の関係では、若年性もございまして、介護福祉課のほうで、保健師を中心にしながら、国が公にしております新オレンジプラン等に基づきまして、これまでも市としては、認知症の関係については幾つかの施策を講じてきております。今お話があったのは、障害をお持ちの方で認知症ということの視点なのかなと思いましたけれども。

**【委員】** 今そういうことなんです。でも、これから認知症という方が、もし出てきますと、家族がとにかく大変になるわけで、そういうものは障害の福祉の範囲に入りますかということを知りたいんですけど。

**【福祉保健部長】** 今申し上げたように、これまでは高齢者、若年も含みま

すけれども、介護の分野で担当してきておりますので、その辺は、またもう1回、障害との関連ということで整理ができるものであれば、行政の側でも整備はしていきたいと思っておりますけれども。これまでの流れでいくと、やっぱり、どうしても、今申し上げた高齢者を中心にした認知症対策ということで来ております。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。ちょっと答えにくいご質問だったかもしれませんね。

【委員】 申しわけありません。

【会長】 今のご意見というのは、これから先の非常に大きな課題といえますか、障害、それから高齢化ということも含めて、福祉のあり方そのものをどう考えていくのかということだと思いますので。これはむしろ、東久留米市で考えるということもありますけれども、もっともっと広い視野で考えていく大きな問題かなとも思います。ありがとうございました。はい。

【委員】 その関連で。認知症につきましては、病気の分類としては、精神障害の中に含まれており、それで、軽い場合には地域で、その高齢福祉の中で支援していくという形でやられているんですけども、重い方になりますと、精神病院のほうに入院されるという方が結構いらっしやいまして。ですけれども、ただ、その場合に、聞きましたところによると、病室の部屋の面積が、精神障害の方よりも、もう少し広い部屋の面積が必要だということで、その部屋の面積の制約によって、認知症の方を病院のほうで受け入れたいけれども、なかなか受け入れられないという、そんな状況もあるということをお聞きして。もうこれから高齢化率というのは、まだ10年、20年、どんどん進んでいきますので、そういう点では、何かのいろいろな対策が必要なのかなとは思っております。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

今の認知症のお話というのは非常に身につまされるといいますか、私を含めて、わりと委員の皆さんも相応の年齢になられた方が多いかと思っておりますので、全体の問題として、あるいはご自身の問題としても考えていかなければいけないのかなと思いますね。

いかがでしょうか。そのほか、何かございますでしょうか。あるいは各部会のほうから何か、さらにつけ足して報告したいということはいかがでしょうか。よろしいですか。

もし特段ないようでしたら、時間が今6時55分になろうとしていますので、一度休憩を入れて二部のほうに進みたいと思っておりますけれども、よろしいでしょ

うか。

(「はい」の声あり)

【会長】 それでは、ここで一度休憩を挟みたいと思います。10分お休みをとりたいと思いますので、7時5分に、また再開ということにさせていただきます。

では、一度休憩に入ります。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、ここから第二部ということで始めさせていただきます。第二部では、市民の皆様からのご意見、ご発言をいただきたいと思いますが、その前に私、今日、ちょっと緊張していたのか、いろいろなことを忘れておりました。すみませんでした。

進行上、少し飛ばしてしまったところがありますので。大事なところで、今日、委員の方の簡単な自己紹介をしていただこうかと思っておりました。市民の方も参加されていますので、簡単な自己紹介をということでお願いしたいと思います。ご所属とお名前だけで結構です。では、磯部さんのほうからお願いいたします。

【委員】 東久留米の下里に法人の本部があるんですけども、社会福祉法人イリアンソスの理事長をやっています磯部です。よろしくお願いします。

【委員】 さいわい福祉センターの所長の水谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米市社会福祉協議会相談支援担当をしております大櫛と申します。よろしくお願いします。

【委員】 民生委員の後藤と申します。よろしくお願いします。

【委員】 ピープルファースト代表の小田島です。よろしくお願いします。

【委員】 東久留米市身体障害者福祉協会（身障協）で事務局をしております松本健彦と申します。よろしくお願いします。

【委員】 高次脳機能障害者の家族の会、絆、及川と申します。よろしくお願いします。

【委員】 東久留米市地域生活支援センター、めるくまーの金森です。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米市手をつなぐ親の会と申しまして、知的障害のある子供を持つ親の会の代表をしております長田と申します。

【委員】 NPO法人ゆうの理事長をしています有馬と申します。

【委員】 精神障害者の方の支援をしておりますNPO法人武蔵野の里の高原と言います。よろしくお願いいたします。

【委員】 東久留米市ろうあ協会といたしまして、耳の不自由な人たちの団体の会長、平山と申します。

【会長】 ありがとうございます。これを会の一番初めにやらなければいけなかったんですが、すっかり忘れておりました。申しわけありません。

あともう一つ、皆さんのお手元に資料４－５というのがあるかと思えますけれども、市報のほうに載せたコラムですね。第１回から第８回までのものがお配りしてあるかと思えます。先ほど自己紹介のありました長田委員ですとか、平山委員とか、書いていただいております。

先ほどお伺いしましたら、非常にいろいろな意味で反響があって、たくさんの方に読んでいただけているようですね。こういった形で理解が進むというのは非常に好ましいことだと思います。

ぜひ一度、お目通しをいただければと思います。

それでは、第二部ということで、ここから本格的に始めたいと思います。まず最初に、次第にも書いてあるかと思えますけれども、震災、被災地での活動報告ということで、磯部委員からご報告をいただきたいと思えます。資料４－６のほうをごらんください。「熊本震災支援を通して」ということで、ご報告いただきたいと思えます。では磯部委員、よろしく願いいたします。

【委員】 課長から話してほしいということで再三言われたので、報告をさせていただきます。

熊本震災のほうに私、３回ぐらい行っているんですけども、それはＪＤＦとって、これ日本障害フォーラムという、日本の障害者団体が集まっている団体なんですね。そこの要請で行っているんですけども、ＪＤＦは、ここにも書いてあるように、国連・障害者の権利条約の推進とか、「アジア太平洋障害者の十年」やフォーラムに関する事とか、「障害者基本計画」をはじめとする我が国の障害者施策の推進とか、あと先ほども出た障害者の差別禁止、今は差別解消法と権利に係る国内法制度の推進を目的としてつくられている団体です。

そこのＪＤＦが、東日本大震災のときもそうだったんですけども、やっぱり障害のある人が、この地震によって、普通の方の２倍ぐらいの被災を受けているということで、きちっと現地に入って、障害のある人たちが、どういう支援が必要なのかとか、困っていることなんかを調査したりとか、具体的に支援をしたりとかということで。私は、その次の「火の国がんば」というニュースがあるんですけども、３枚、ナンバー９とナンバー１２とナンバー３３か。この３回、このニュースも私が一緒になってつくったんですけども、この期間、７月と８月と、この間の１月に行ってきました。

熊本の被害って、４月に地震が起きて、私たちＪＤＦを中心として調査に入

ったのは、5月ぐらいから入っていきました。5月、6月、7月と、ほんとうにマスコミもそれなりに報道していただいたんですけども、やっぱり7月ぐらいになったら、ほとんどのボランティア団体が手を引いてしまったというのが現状あります。

大体、避難所の暮らしから仮設に移っていくという状況の中で、ほんとうにボランティアが少なくなったときに、私たちも継続してやらなきゃいけないんじゃないかなということで、現地にセンターを、拠点の場所を借りて支援を続けて、現在3月までやろうということでやっています。

やっぱり熊本の場合、7月、8月は大雨もあって、ニュースにも出したんですけども、地震だけじゃなくて、雨の被害も同時にあったということで、結構大変だったかなと思っています。

仮設なんですけれども、ニュースにも書いてあるんですが、バリアフリーの仮設も一応建てたんですけども、結局、熊本県。県との交渉も私も同席させてもらったんですけども、地震が来ることを想定していなかったということをおっしゃってしまっていて。だから、ほとんど東北の教訓が生かされていなかったですね。

仮設も、スロープはあるんだけど、屋根がついていないから、車椅子の方もぬれて入らなきゃいけなかったりとか、スロープもほんとうに、ちゃんとはかってやったわけじゃないので、傾斜が結構きつかったりとか、バリアフリーとして建てた部屋も、お風呂なんかも段差が2カ所、3カ所ぐらいあって入れなかったりとか、トイレも段差があるということで、結局、車椅子の方なんかは、仮設で入った自分の部屋のトイレは使えないので、コンビニまで行ってトイレをするという状況とかがありました。結局、その方は熱中症で救急車に運ばれるという感じで、8月ぐらいはありましたね。

そういう仮設の状態で、私たちはSOSチラシという、生活の支援で困っている人たちを何とか支えようよということで、熊本市の協力を得て、そのチラシを、手帳を持っている人たちに全戸配布をしたところ、8月ぐらいから、いろいろなニーズが増えて、1日70件とか、すごい数の電話が入って。その内容はほとんど、引っ越しのお手伝いをしてほしいとか、もともと生活に困っていた、そこに震災があって立ち行かなくなったというような内容で、家のごみ屋敷になっているので、ごみを捨ててほしいとか、そういった内容から、仮設に移行するので引っ越ししたいとか、あとは手続。震災の手続をしなくちゃいけないので、一緒に役所に行ってほしいとかということで、そういうさまざまなニーズに応えてきました。

やっぱり9月ぐらいになると報道も少なくなっているんですけども。

このニュースにも書かせてもらったんですけども、地元の新聞なんかでも出ているんですが、12号かな、関連死ですね。関連死がやっぱり、ナンバー12の8月に出したときにも、熊本市の熊本日日新聞ですね。地震後に鬱病となったり、自殺した女性を含む7人を、新たな震災関連死として認定したという形で、4月に起きて、8月からそういう状況になっているということで、やっぱり私たちは、7月にほとんどボランティア団体去ったんですけども、これからはほんとうに正念場なのかなということで続けてきました。

あと、仮設なんですけれども、ほんとうに二間の。これは東北でもそうだったんですけども、2年間暮らしていくということで、ほんとうに仮設なんですよね。でも、東北のときは仮設、2年間といっても、2年間じゃおさまらないので、まだいまだに生活されている。そうすると、きちっとしたものをほんとうはつくっていかないといけないかなと思うんですが、やっぱり仮設だからということで、1つは生木でつくっているから、建っているときからかびているんですよ。かびていると、やっぱり気管支がやられてしまうので、すごく心配して、県にも、それを伝えたんですけども、そういうこととか、砂利道なので車椅子が通れなかったりとか、すごく理不尽なことがあるなというのと、あと、これは障害だけじゃなくて一般の人たちも、ちょうどたまたま行ったときに、おじいさんが啞然としているんですよ。どうしたんですかと言ったら、あまりにも部屋がちっちゃ過ぎて、自分のうちの家具とか、どうしたらいいか困っているんだという話でした。

これが東北のときの状況と全く違うことの一つかなと思ったのは、東北の場合は津波で、かなり物を全部さらわれてしまった。何も無いという状況で仮設に入った人たちが多いんですけども、熊本の場合は、地震だけだったので。特に仏壇が、皆さん、すごいでかいんですよ。その仏壇を仮設に持ってこれないんですね。そうすると、仮設には当たったんですけども、そこには奥さんは住むんですけども、旦那さんは、やっぱり仏壇を守らなくちゃいけなくて、その被害に遭った家に寝泊まりしているというのが実態なんです。

それと、報道なかなかされないんですけども、やっぱり、空き巣というか、物とりがすごく多くて、よく益城町でも、総合体育館で駐車場で車の中で車中泊をするんですけども。日中は家の片づけして、車中泊するんですけど、それも、家で物が盗まれちゃいけないからということで離れられなくてという状況があったりとかするんですね。

だから、とても見えていて、ほんとうに歯がゆいというか。まあまあ温暖なところだから、そこは東北と違って、たとえば家が少し壊れていても、倉庫で暮らしている方もいたんですけども、頑張れるのかなと思うんですけども。1月に行

ったときは、ちょうど熊本もすごい寒い時期だったという中で、我々も仮設、納屋で暮らしているお年寄りの方を毎日見に行って、大丈夫ですかと声かけながらやってきたというのが現状です。

そんな状況の中で、やっぱり震災というのを、ほんとうにしっかりと受けとめていかなくちゃいけないし、ニュースで流れる内容よりも、現地に行って、どういう実態なのかというのを、しっかりと情報を得ながら、それを発信していくことが、とても大事だなと思っています。

私たちが調査した障害のある人たちというのは、結局は、東久留米市でいえば、我々のような事業所に所属している人たちは、結構自分たちが名簿持っているので、すぐに駆けつけたりとかできるんですね。どちらかという自立して生きてきた人たち。だから、目の見えない人たちとか、耳の聞こえない人たちが、でも、やっぱり地域で根づいて、ひとりで生活できるとか、夫婦で生活したりとかしてきた人たちが、地震によって物が動いたりしたら、道路が通れなくなったりとかという中で、やっぱり孤立してしまったということが多いという感じはしたし、そういう人たちにアプローチするのはすごい大変なんですね。要支援名簿とかというのがあるんですけども、結局、やっぱり行政側は行政の責任の中で、個人情報という中で、なかなか出すことに関しては、今回の熊本の場合は一定制限があったということでは難しかったし、そういう意味で、行政に頼る部分と行政を頼らないでやらなきゃいけない部分があるなと思ったし、ほんとうに東久留米市の自立して生活している障害のある人たちに、どういうふうに、そういった災害のときの情報を伝えていきながら、きちっと命を守れるような仕組みをつくっていったらいいのかなというのが、すごく課題として感じました。

最後に、先ほどもちょっと言ったんですけども、住みよいまちづくり部会でも東久留米市の防災というところで、防災防犯課の係長さんとの間話をさせていただいて。今、係長さん、すごく熱意があって。一応、防災の計画の中では、想定では40人ぐらいが亡くなる予定なんだって。でも、それ、1人も亡くさないように自分は頑張るんだと言ってくれています。

エコノミー症候群なんかの発生することによって体を悪くしてしまう。その原因の一つとしては、水分をなかなかとれない。なぜとれないかって、やっぱりトイレが足りない。中越地震のときは1,000人に1個しかトイレがなかった。でも、東久留米市としては40人に1個だけ。何かそのぐらいまで何とかトイレを確保することによって、そういったエコノミー症候群にならないようなことを考えていきたいと話していたし、私なんかも、障害のある人が地域の中で、ある一定のエリアの中で知り合いをつくっていくことが、とても大事

なのかなと思っています。

東北のときでもそうだったんだけど、やっぱり、ふだん言葉はかけていなくても、あそこに車椅子の人がいるよねということで助かった方もいるので、やっぱり、ふだんの中でモデルみたいのをつくって、そこで災害訓練とか一緒にやっていくことで、先ほど言ったように自立している障害のある人たちを地域の中できちっと、地域の社会の中に組み込んでいけるようなシステムができたらいいなかなと思って、東久留米市の防災、まちづくりでも、そういうことを大事にした取り組みができたらいいなと思っています。

あと、ニュースとか、いろいろ出ている、書きましたので、ぜひ書いてほしいんですけども。仮設で、最後にも書かせてもらったんですけども。木山の仮設の人なんですけれども、安らぎを取り戻して笑って暮らしたいという、これはお坊さんなんです。お坊さんなんですけど、精神的に病んでしまった人なんですけれども。夫婦で暮らしているんですけど。仮設の暮らしが2年と決まっているんですけど、その後の生活は何も決まっていなと。そういう先が見通しが持てないので、夜、やっぱり、ぐっすり眠れなくて、日に日に体がしんどくなっていくと、そういう話をしてくれて。

やっぱり仮設というので済ますんじゃないなくて、復興住宅という、同時並行でやっていかないといけないんじゃないかなと思っているし、最初は自分たちで頑張るけれども、やっぱり、ある程度国の支援というのがしっかりと入っていくことが。

被災した人たちの間で、被災した度合いによって差別が生まれてくるんですね。そうすると、ほんとうにぎすぎすしちゃってさ。目の見えない夫婦が暮らしているうちがあるんですけど、裏の壁がすごくやられちゃって。やられちゃったんですけど、障害があるから、なすすべがないんですけど。そうすると、その隣のうちが、早く出ていけ、何とかしろというのを毎日のようにどなられてしまって。それで、我々も入って行って片づけとかしたんですけども、もう二度と、ここの家には戻りたくないというね。やっぱり個人の力の限界は、すごくあるなというのを、この震災を通して感じました。

だから、やっぱり我々が頑張らなきゃいけないこともあるんですけど、国として公的な支えも、きちっとどこかで入っていかないと、ほんとうに国民一人一人が救われないのかなと思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。そうですね。やはり現地に行かないとわからないことはたくさんあるんだなということを改めて感じましたし、この協議会は自立支援協議会ですので、自立を促進していくということですけど

も、今のお話ですと、その自立している人たちが、むしろ苦しい状況に置かれていると。もっと視野を広くして自立ということを抑えていけないのかなということに改めて感じました。

また、今回も事業報告といいますか、こういった計画書を立てて事業の進行状況を報告させていただきましたけれども、今のようなお話というのは、なかなか、この計画という形にのってきていないところがあります。

いつ起こるかわからないということではありますけれども。そういった意味では、事業という形で、かちつつくることは難しいのかもしれませんが、やはり常に備えておくということは大事だなと改めて感じました。

実際、磯部委員を中心にして、まちづくり部会のほうでは、いろいろとご検討していただけているということで、また、その内容についても、ご報告いただければと思います。

さて、今まで第一。はい、どうぞ。

**【委員】** すみません。先ほどのお話を聞いて、耳の聞こえない聴覚障害者に対しての理解が少し違うと思います。この前の東北災害のときも、障害者が死んだ数の中で一番多いのが聞こえない人です。それは健康な人と変わりはないけれども、その災害のときの情報が入らない。ですから、ほかの障害者の人たちは情報が入ったけれども逃げられないという意味もありますよね。それで亡くなった方もいると思います。

けれども聞こえない人は、さっき自立していると言いましたけれども、確かに逃げることはできます。逃げる以前に情報が入ってこないために、ほんとうは生きる命もなくなったという人がたくさんいます。それを行政がわかってほしい。いつも行政に言っているのは、耳から入る情報ではなくて、視覚から入る情報も一緒になって情報を流してほしいと、いつも言っています。

ですから、死ななくてもいい命がなくなったというのが、この前の東北災害だと思うのね。ですから、一般的に聞こえない人は元気だから何でもできるだろうと思うと、それはない。その辺をわかっていただきたいと思います。

**【会長】** ありがとうございます。確かに、おっしゃるとおりですね。情報が届かないと、例えば避難の勧告が出ても、その情報そのものが届かないということですので、それで失われてしまう命もあるんだなということは、確かにそのとおりだと思いますね。

例えば、私は大学の人間なんですけれども、大学でも今は毎年、避難訓練というのをやるんですが、大学の中にも今、障害学生、非常に増えてきているんですね。そういうときに、避難訓練をやるときに、障害のある学生に対して、どういうふうに情報を伝えて、あるいは車椅子の子は避難するときにはどうい

う経路を通ってというようなこともシミュレーションしながら、いろいろ考えてやっています。

学校とか、そういった施設であるとか、そういったところでも避難訓練なんかはやるかと思うんですけれども、常に障害のある方がいるという前提で行う訓練と、そうでない訓練では、随分意味合いが違ってくると思いますので、その辺のところも少し目を向けて考えていきたいななんて思います。ありがとうございました。

さて、それでは一部の報告も含めて、今日ご出席いただいている市民の皆様からも、ぜひご発言いただきたいんですけれども、これまでの報告、協議、どの点でも構いませんので、何かご発言をしたいという方、いらっしゃいますでしょうか。感想でも構いませんけれども。いかが……。はい、お願いいたします。

**【市民】** すみません。幾つかの点で教えてほしいと思って発言しました。

先ほど会長もおっしゃったように、もう計画ということなので、数字の持つ意味というのは、なかなかわかりにくくて、特に私ども市民の立場で言えば、この数字がどういう意味なのかというのは、ほとんどわからなくて、委員さんの意見の中で、少し現状みたいな、課題みたいなものを推しはかることができるかなと思いながら聞いていたわけなんです。

その中で、もう少し現状のところを、せっかくの機会なので、教えていただけたらと思ひまして発言しました。幾つかの部分があるんですけれども、1つ目は、最初に書いて……。ごめんなさい。就労移行のところですね。定着の問題が、お話しされていましたが、何ページでしょう。5ページですかね。就労移行の定着のところの調査をもう少しして現状をというふうなご意見があったと思うんですけれども、全国的にも、なかなか一旦、一般就労しても続かないという話はよく聞く話で。それで、一般的にはハローワークの就労定着指導とか、あるいは就労支援センターとか、あるいは共同作業所等々の方たちの、その後のフォローアップみたいなことも聞くんですけれども、東久留米市の場合では、どんなふうになっているのかなというところを、現状と、その対応策みたいなことが今どうなっているのかなということを教えていただけたらと思います。

やっぱり、ここ、国もとても力を入れている分野だと思うんですけれども、なかなかこれが進んでいかないというのも聞いていますので、そのあたりを1つは教えてほしいと思います。

それと、2つ目なんですけれども、ヘルパー不足というの、非常に書かれていました。訪問系サービスのところでもそうですし、もう一つ、移動支援のところにもヘルパーサービスと。これも国の部分でも、すごくヘルパーが足りな

い、なかなか福祉職につく人がいないというか、少ない。報酬も低いので、きつい仕事だしということで、うちの娘も福祉やっていますけれども、なかなかきつい、きついと言って、こぼしていますので、そのあたりのヘルパーの現状ですよね。どのように少なく、それで受けることができない状態が随分あるのかどうかという、そのあたりの現状を教えてくださいたいというのと。

もう一つは、これは学校にいらっしゃるお子さんをお持ちのお母さんには、とても将来的な不安があるという、11ページですかね。卒業後の対策のところ、すごく不安があるというのは、去年も何かそういうお話が出ていて、やはり、その実態調査、これからの学校との連携もとりながら、そのあたりを進めていく必要があるんじゃないかとは思っていますけれども。今回、3月か4月に現状の共有、情報の共有を図るというふうな、もう一歩進んだような状況があると思いますけれども、この1年の取り組みの中で、どういう取り組みがあったのかということとか、やっぱり、このあたりというのは、非常に生々しい悩みだろうなと思うので、そのあたりも教えてくださいたいと思います。

3点お願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。今、3つの点につきまして、ご質問ということがございました。

1つは就労の定着ということなんですけれども、かがでしょうか。

【委員】 私どもの事業所では就労移行支援をやっておりまして、利用されている方は精神障害の方なんですけれども。精神障害の方に対する求人は割合とたくさんあって、応募のほうも、ハローワークの方のお話ですと非常に多いんですけれども、やはり継続する、定着するかというのは非常に課題にしています。こちらでも、まず、その定着するためにはどういうことが必要なのかということで、就労移行支援のほうに、まず週、最低20時間はきちんと通えることで、その後、就労していただいたり、あるいはフルで通ってから就労すると、割合と定着がいいとかということもありまして、そういうことがだんだんわかってきましたので、いろいろ工夫をしているんですけれども、なかなか定着では難しいところが、精神障害の方にはおられるなと思っております。

相談支援部会のほうでも次回、就労ということをテーマに部会を、それにテーマを絞ってやることにしています、そのあたりのことを、また議論していきたいなと思っていますところです。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 知的的就労支援のほうの関係をやっているのです、ご説明いたしません。

移行支援事業もやっているんですけれども、東京都の知的障害者の就労支援

センターも行っておりました、登録者数が今、これは1月か2月ぐらいですね。113名ぐらいの方が登録されています。知的障害者の方が100名で、身体の方が8名、精神の方が1名、難病等の方が4名という感じなんです。数字は少し変動があるかもしれないんですけども、そのような報告がありまして、実際には8割の方が定着支援で職員のほうが支援に当たっています。企業に行ったりとか、センターのほうに来ていただいて面接をして、関係調整を図ったりとかということでやっております。

あと、実際に就労移行支援事業所の方々との連絡会議を、精神障害の分野ではあおぞらが、就労支援をやっているところが市内にあるので、そこと共同して、市内の移行支援事業所の方と、あと市役所の方、いずれはハローワークの方もということで今、連絡会を年、まだ2～3回、3回ぐらいだと思うんですけども、そういう形で、就職に向けた取り組みと定着、あとは離職を円滑にし、さらにもう1回、就職できるような形でという流れがスムーズにいくように、今やっているところです。

具体的な定着ということになりますと、ジョブコーチ制度を活用したりとかということで、支援機関だけが一手に荷を担うというよりも、関係機関と連携をしながらやっていくとか、あと働くところだけじゃなく、生活が成り立たないと、なかなか定着をしていくというのは無理なので、日ごろの生活に支障が来すような場合には、グループホームへの移行ということで、グループホームの見学を一緒に同行したりとかということで、やっています。

就労移行支援事業所としては、より具体的な働く体験ができるようにということで、東久留米市庁舎の障害福祉課の方と一緒に庁舎内実習ということで、かなり今年は年数回、いろんな事業所さんも含めて庁舎内実習をして、お一人の方が最大5日間ということなんですけれども、働くことのイメージを膨らませて、実際に就職したときに頑張るといふ道筋もつけられるようにしているという状況です。

それが現状なんですけれども、実際に、じゃあ今、就労移行の利用者数が増えているかというところ、なかなか、増えてはいないんですね。むしろ、特別支援学校からダイレクトに働いた人たちに対して、在籍のときから支援に入り、そのままうまくスライドして働き続けられるような支援というのにも力を入れています。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。就労移行から定着というところなんですけど、この定着というところにつきましては、計画の中でもきちんと把握していないといいますか、計画として立てられていなかったというところがありま

すので、次期の計画の中では少し視野に入れていきたいということ。その際に、何をもって定着とみなすのかということですね。1年勤めれば、3年勤めればというような、時間的なものだけではないと思いますので、定着ということの意義とか概念ということについても、少しこれは考えていかなければいけないことかなと思っております。

2つ目のヘルパーの不足という点ですけれども、これは有馬さん、いかがですかね。

**【委員】** 障害者の居宅介護のヘルパー派遣と移動支援の事業所をやっています。ほんとうにヘルパー不足というのは現実です。でも、これは今に始まったことではなく、ずっと続いていることです。

居宅の身体介護、家事援助のご依頼があっても、なかなかヘルパーがいないので受けられないし、移動支援は、毎月ご依頼をいただいても、大体4回ご依頼いただければ、2回から3回で、1回はお断りというのが現実です。

平日に関しては放課後等デイサービスが充実してきているので、児童の利用が減っていますから。成人の方も、作業所行かれて、夕方というのは、週の平均で日々ばらばらになるので、大体受けられるんですけど、土日に関しては、ほんとうにお断りは多くなっています。

やっぱり、その原因は、単価が安いというところで、居宅介護に関しては処遇改善とかで多少の上乗せができますけど、移動支援については、移動支援始まって10年、単価が全く変わっていないので。最賃だけが230円ほど上がって、その230円分は全部、事業所の負担で何とか賄っていますけど、最賃プラス幾らかを足すのが精いっぱいというのが現状です。

あと、移動支援に関しては、定期的の仕事はないので、学校行っている間や作業所行っている間、昼間の仕事はないので、やはりヘルパーさんの保障が、なかなかできないという実態もあると思います。

これを解消するために、じゃあ移動支援の講習を、市でやったらヘルパーさんが増えるのかというと、清瀬市とか東村山市とかは移動支援の講習を定期的にやられていますけど、そこで講習を受けた方がヘルパーになるということは、20人受けたら実際は1人か2人かなというのが現状かなと思うと、単純に、どこかの事業所が講習会をやったらヘルパーが増えるのかなというのもありますし、ほんとうに、どうしていいかわからない状況です。

これは移動支援、居宅だけじゃなく、作業所とかも同じ現状。グループホームも同じかなと思うと、介護業界全体の悩みだし、ヘルパーさんのことを言えば、高齢化が問題だと思います。やっぱり賃金の保障ができないということで、働き盛りの方、家庭があつたりする方に関しては、職員ならできますけど、登

録ヘルパーでというと、なかなか難しいというところで、男性とか。女性は、特に移動支援だと、朝と夕方の仕事なので、30代、40代の子育ての方ではできないしというのも現状だし。だから、やっぱりお金の安さと、ほんとう高齢化というのは課題かなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。今お話にあったとおりですけれども、やはり人、お金、時間というのは、どうしても不足しているのが現状で、なかなか、そこを打開していく具体的な方法というところに行き着かないという歯がゆさがあります。

そういった量的な面とともに、今お話ありましたけれども、例えば放課後等デイサービスが充実してきたとか、また生活スタイルなんかも、やはり時代、年代に応じて変わっていくので、おそらく、そういったヘルパーさんの支援を仰ぐという形そのものも少しずつ変化していくんだと思うんですね。そういった質的な面への対応ということも考えていかなければいけないんじゃないか。

これは、今すぐ何かというところが難しいところではあるんですけれども、引き続き考えていきたいなと思います。ぜひ娘さんには続けていていただいて、力を発揮していただければ。ぜひ頑張っていていただいて、いずれ、こういった席にも座っていただければと思います。

それから、3つ目の学校卒業後ということなんですけれども、これは今日、教育関係の吉澤先生がご欠席ということなんですけど、実は吉澤委員のほうから、この東久留米市の近隣にある特別支援学校の、この先数年間の卒業生の数、それからその子たちの障害の実態といったようなことについて、ご報告をいただきました。個人情報絡みますので、資料としてお配りすることはできませんし、具体的な例は挙げにくいんですけれども、特別支援学校については、ここ数年間、特に高等部に関しては入学者がどんどん増えてきているという状況です。障害、特に発達障害の概念が広がってきまして、なかなか学校の中で受けとめることも難しくなっている学校もあるということですね。

そういった現状を踏まえて、この先数年間、あるいは直近では来年と、卒業生どうなるかということについて、委員のほうから報告を受けております。また、それを受けて、他の委員も、いろいろと考えていただいているということで、これは長期的な視野を持って取り組んでいかなければいけない課題だと思います。

そういった意味では、年度計画ですね。次の第5期の計画の中にも、そういった近未来の情報というんですかね、今後数年間の情報をきちんと踏まえた計画というものを考えていかなければいけないなと思います。

いかがでしょうか。何か補足することございますか。今の点で、学校卒業者

という……。

【委員】 卒業者。

【会長】 ええ。今後の受け入れ云々ということについては何か特段ございますでしょうか。

【委員】 はい。自分のところの法人運営で四苦八苦している。

一応、私は東久留米市の障害施設の代表者会の会長もやらせていただいていますので、さっき言った養護学校の先生たちの情報を、また施設代表者会の中でも伝えていきながら、受け入れということに対して、ある程度見通しをね。データの的には中学校までぐらいまでデータとして出てきているので、そういう人たちをきちっと受けとめていくということ、各事業所と一緒に議論できたらいいなと思っていますので、また開催をしながら頑張っていきたいなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。学校の先生のお立場だと非常に切実な問題で、卒業生がどこに就職できるのか、できないのかというところは、ほんとうに大事なところになってきます。協議会の中で、そういったことも取り上げて議論できればと思っています。

以上、3点ということなんですけれども、ほかに今の3つの点について、つけ加えることがある方、いらっしゃいますでしょうか。委員の中で、いかがでしょうか。よろしいですか。

ご質問いただいた方、今のような形でよろしいですか。

【市民】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。大分時間が迫ってはきたんですけど、もう1つ、2つぐらいは、ご意見いただく時間があるかと思います。いかがでしょうか。

【委員】 すみません。先ほど委員さんのほうから、ヘルパー事業所だけじゃなくて事業所もという話の中で、今現実うちが直面しているのは、うちグループホーム4つあるんですけども、そのうちの 하나가、女性職員が、やっぱり、なかなか定着しなくて、365日回収できない状況になってしまって、土日に親元に戻ってもらわないといけないという状況が今、来ているんですね。もう、ずっと人を探しているのに、なかなか、そこは埋められない現状はあるということがあって、喫緊の課題になっています。

そういう意味で、需要としてグループホームはすごく増えてきているんですけども、それに応えていくというところに、すごく課題があるなど。それは、グループホームの仕事って、わりと職員、個人で対応しなきゃいけないことが多いということで。それと、そこで暮らしている人たちの年齢が上がってきて、

家族の支援が少なくなっている。4つのうち1つは、もう365日暮らしている人たちが5人ぐらいいるんですね。7人のうち5人が、ずっとそこに暮らしているので、その人たちを支えないと、もう戻るところがないと、そういう現状もあって、そこを、どうしても優先順位になってしまっていると。親からは、すごく非難はされているんですけども。

グループホームというのは、つくるだけじゃなくて、中身をどうつくっていくのか、親亡き後をどう見据えてやっていくのかということところが、とても大事になってきているので、そういうところの。ほんとうに今、東久留米市内の事業所がほとんどグループホームを持って運営している状況もあるので、そこを、また内容のところでも連携していかなきゃいけない。

そうしないと、ほんとうに入所施設からの地域の受け皿も、なかなかつくれないという状況になるのかなと思っていて、そこがすごく、数字ではなかなか見えないんですけども、大きな課題と自分たちは思っています。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

ヘルパーの不足ということについて、いろいろ方策を立てて募集しているということなんですけれども、なかなか難しい現状があると。今のお話伺っていますと、やっぱり若い人を、どう取り込んでいくのかという、そこをほんとうに考えていかないといけないのかな。私は大学におりますので、周りに若いのがたくさんいるわけなんですけれども、こういった若い力を、どうやって、そういう福祉というところに注いでいけるのかと。その辺についても、またこういった協議会の中で議論できればと思います。

いかがでしょうか。特段ご意見がなければ、ここで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。今回初めての夜の会議ということで、来年度、また同様に市民参加という形で開催いたしますけれども、今日のこの夜の開催の集まりぐあいを見て、また来年度は考えてみたいなど。時間等々についても考えたいなど思っております。

今日は、ご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございました。また委員の皆さんも、夜遅い時間、ほんとうにありがとうございました。

それでは、これで第4回の自立支援協議会、終了したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —